

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和6年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①転出入等の異動情報を把握し、被保険者資格の管理および被保険者証の交付等を行う。</p> <p>②所得情報および軽減等関連情報をもとに保険料算定を行う。</p> <p>③保険料の収納状況を把握し、収納情報を管理する。</p> <p>④保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等を行い、滞納および収納情報を管理する。</p> <p>⑤保険給付の支給および各種認定証の交付を行い、給付情報を管理する。</p> <p>当区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の30の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	保険料(税)賦課システム 資格管理システム 給付システム 保険料(税)収納システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国保賦課ファイル
- (2)国保資格ファイル
- (3)国保給付ファイル
- (4)国保収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 别表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
<h4>5. 評価実施機関における担当部署</h4>		
①部署	健康推進部 国保医療年金課	
②所属長の役職名	国保医療年金課長	

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒140-8715
東京都品川区広町2丁目1番36号
品川区役所 健康推進部 国保医療年金課 保険事業係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	(変更前の記載に加えて、以下を追記) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	高森 哲夫	三ツ橋 悅子	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成31年2月1日	I 関連情報 (5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	国保医療年金課長 三ツ橋 悅子	国保医療年金課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	-	様式変更に伴う新規作成	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年3月30日	I 関連情報 (3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	(変更前の記載に加えて、以下を追記) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月30日	I 関連情報 (4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号 特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・42項~45項	(変更前の記載に加えて、以下を追記) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和4年11月1日	I 関連情報 (4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正(項ずれ)
令和4年11月1日	II しきい値判断項目1対象人数	令和2年1月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和4年11月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	令和2年1月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 (4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・42項~45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ・78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和6年1月4 日 時点	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和6年1月4 日 時点	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	保険料(税)賦課システム 資格管理システム 給付システム 保険料(税)収納システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
令和6年2月1日	I 関連情報 (2. 特定個人情報ファイル名)	国民健康保険システム	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収納滞納ファイル	事前	
令和6年6月1日	I 関連情報 (3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	(省略) <オンライン資格確認の準備業務> (省略)	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事前	